

地域のこどもたちの安全を守ろう

交通指導員を募集しています

●問い合わせ先 安全安心課 交通防犯対策班 ☎096-248-1555 ▲市ホームページ



市では、こどもたちや地域の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、交通安全活動に協力していただく『交通指導員』を募集しています。

▶活動内容

- ・毎月1日、10日、20日、春と秋の『全国交通安全運動』期間中に、小中学校の通学路などで登下校時の街頭指導
- ※土日・祝日、小中学校の休校日を除く
- ※各地域の実状にあわせてのお願いになります
- ・交通安全に関するキャンペーンやイベントへの参加
- ・その他の行事などでの交通誘導
- ・年1回の会議への参加

▶応募資格

- ・本市在住、または通勤する20歳以上の人
- ・心身ともに健康な人

▶募集人数 若干名

▶任期 委嘱の日から令和10年3月31日

※ただし、再任を妨げません

▶報酬

- ・年報酬と活動1日につき活動費を支給します。
- ・年報酬 38,700円
- ・活動費(1日につき) 2,200円×出勤回数
- ※年間15回分(33,000円)が上限となります

▶募集期間 随時

▶応募方法

興味のある人は安全安心課まで問い合わせください。



暑さから身を守るため

市のクーリングシェルターを開放します

●問い合わせ先 健康ほけん課 健康づくり班 ☎096-248-1275 ▲市ホームページ



クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒情報が発表された場合、一時的に避難して暑さをしのぐことができる施設です(開庁・開館日に限る)。本市では、危険な暑さから身を守り、休憩できるよう、冷房設備のある市内18カ所の施設を指定し、一般に開放します。

※熱中症特別警戒情報が開庁・休館日に発表された場合、施設は開放されません

クーリングシェルターの利用について

- ・熱中症特別警戒情報発表にかかわらず、6月～10月末日まで開放します。
- ・飲料水は各自で用意してください。
- ・その他利用に当たっては各施設の指示に従ってください。

▶指定施設の出入口には右記の目印があります



▼クーリングシェルター指定施設 ※改修のため8月末まで開放

	施設名	開庁・開館日	時間
①	合志市役所	月～金	8:30～17:15
②	ヴィーブル	火～日	9:00～22:00
③	泉ヶ丘市民センター	火～日	9:00～22:00
④	須屋市民センター	火～日	9:00～22:00
⑤	御代志市民センター	火～日	9:00～22:00
⑥	黒石市民センター	火～日	9:00～22:00
⑦	野々島市民センター	火～日	9:00～22:00
⑧	栄市民センター	火～日	9:00～22:00
⑨	ふれあい館	火～日	9:00～17:00
⑩	人権ふれあいセンター	月～金	8:30～17:00
⑪	共生文化会館	月～金	8:30～17:00
⑫	ユーパレス弁天*	第2・4木曜日以外	10:00～23:00
⑬	アンビー熊本郵便局	月～金	10:00～15:00
⑭	上須屋郵便局	月～金	10:00～15:00
⑮	合志南郵便局	月～金	10:00～15:00
⑯	須屋郵便局	月～金	10:00～15:00
⑰	竹迫郵便局	月～金	10:00～15:00
⑱	西合志郵便局	月～金	10:00～15:00

間違い探し

左・右の絵から7つ違いを探し、答えをはがき二次元コードから送ってください。解答者の中から8人に、図書カード500円分をプレゼント。当選者の発表は発送をもって代えます。



絵 佐藤峰子さん (黒石団地)

締め切り

6月19日(金)
当日消印有効

応募方法

はがきに必要事項を記入して郵送するか、申し込みフォームから応募してください。



6月号の答え

- ① _____ ⑤ _____
- ② _____ ⑥ _____
- ③ _____ ⑦ _____
- ④ _____

※違う箇所に○を付けた絵を貼っても可

住所、氏名、年齢、電話番号、広報こうしへの感想、意見など

8611195

合志市役所企画課
間違い探し係

5月号の答え



先進医療に要した費用も対象に

不妊治療に関する費用の助成範囲を拡大しています

●問い合わせ先 こども家庭課 母子健康班 ☎096-248-1173

市では、妊娠を希望する夫婦の経済的負担の軽減を目的に、生殖補助医療と併用して実施した先進医療に要した費用の一部と、一般不妊治療(人工授精)に要した費用を助成します。申請方法など詳しくは市ホームページを確認してください。

先進医療

▶対象(次の要件を全て満たす人)

- ①婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)
- ②生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された
- ③生殖補助医療を医療保険各法の規定による保険診療として実施している
- ④治療の初日から申請日までの間に、夫婦のどちらかが継続して本市に住民登録があり、居住している
- ⑤夫婦のどちらも医療保険各法に規定する被保険者、組合員、または被扶養者である
- ⑥助成対象となる先進医療について、他の自治体の助成を受けていない
- ⑦夫婦のどちらも市税の滞納がない

▶助成対象費用

保険診療で実施した生殖補助医療と併用して行なわれる先進医療に要する保険外診療費用

▶助成額

夫婦1組につき1年度当たり
上限5万円



▲市ホームページ

一般不妊治療(人工授精)

▶助成対象費用

保険診療で実施した人工授精に要する費用

▶助成額

対象経費の合計額のうち3分の2(10円未満切り捨て)を助成し、夫婦1組につき1年度当たり
上限3万円



▲市ホームページ